

平成20年度調査研事業

一般廃棄物会計基準検討部会

平成21年7月28日修正版
埼玉県清掃行政研究協議会

はじめに

1. 一般廃棄物行政の現況
2. 一般廃棄物会計基準とは
3. 県内の取組状況
4. 原価計算書を作成するには

1 一般廃棄物処理行政の現況

● 公衆衛生の向上や公害問題の解決



● 循環型社会の形成

平成17年5月改正
「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

1 一般廃棄物行政の現状

平成17年2月 中央環境審議会

「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」

廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3Rに重点を置いた最適なりサイクル・処理システムを構築していくために、市町村による一般廃棄物処理に関し、以下について提言したものを。

- 1 ライフスタイル見直しのための施策の推進
- 2 一般廃棄物処理コスト分析及び効率化の推進
- 3 有料化の推進
- 4 広域的な取組みの推進
- 5 一般廃棄物処理システムの最適化
- 6 地域における戦略的な目標設定と総合的施策の推進

平成17年5月

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」改正

基本方針の主な改正点

一般廃棄物処理事業の進め方

1. 広域的な取組
2. コスト分析及び情報提供
3. 一般廃棄物処理の有料化の推進

国の役割：コスト分析手法、有料化の進め方等を示し、地方公共団体の取組を支援する

基本方針の主な改正点

1) 市町村の進むべき方向性

- 適正な循環的利用や処分を進める上での必要性を踏まえ、広域的な取組を図るものとする。
- コスト分析及び情報提供を行い、分析結果をさまざまな角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努める。
- 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

2) 国の役割

コスト分析手法、有料化の進め方等を示すことなどを通じて、地方公共団体の取組の支援に努める。

ごみ処理基本計画策定指針

平成20年6月改正

- 3つのガイドラインに定められている事項を参考に、自らの一般廃棄物処理システムの改善を図っていくことが必要である。
- 策定にあたって整理すべき事項として「ごみ処理の実績」が挙げられている。
→一般廃棄物会計基準に基づくコスト分析を実施している場合は、その結果を掲載することが適当。

ごみ処理基本計画策定指針の改正

平成20年6月改正された「ごみ処理基本計画策定指針」においても、3つのガイドラインの活用について言及されています。

【参考】

平成20年6月19日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」

・3つのガイドラインを活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら、3R化改革を進めるべきである。

・市町村の一般廃棄物処理責任の性格

環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。

2 一般廃棄物会計基準とは

- 一般廃棄物処理事業に特化したコスト分析の標準的手法

内部管理目的

自らの一般廃棄物処理事業およびその運営のあり方を検討し、事業の費用対効果を検証するための基礎情報とし、事業の効率化に努める。

外部公表目的

住民および事業者に対して一般廃棄物の処理に関する事業の財務情報を公開する。

2 一般廃棄物会計基準とは

一般廃棄物会計基準は、一般廃棄物処理事業に特化したコスト分析の標準的手法として環境省が示したものです。

【目的】

○市町村が一般廃棄物会計の導入を進めていくために、費用分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析手法を定めるものであり、これにより市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計について客観的に把握することが可能となることを目指しています。

○市町村において、自らの事業のどの部門にどれだけ費用がかかっているか、事業用資産の価値はどうか、事業収入はどうなっているか等を把握し、原価資産等について納税者である住民に対する説明責任を果たすことができ、かつ市町村が類似団体と比較して、費用対効果の優れた事業への改善を図ることができるようにするものである。

一般廃棄物会計に係る財務書類

3つの財務書類を作成する。

- 「原価計算書」
- 「行政コスト計算書」
- 「資産・負債一覧」

原価計算書	収集運搬量，中間処分量，最終処分量，資源化量（廃棄物の種類別） 物件費，人件費，その他の経費（収運，中間処分，最終処分，資源化 部門別） 収集頻度，一括収集品目，契約別委託状況，施設等整備費，減価償却 期間など
行政コスト 計算書	原価計算書の作成に必要な各種経費 広報・普及啓発に係る費用等処理には直接資することのない費用 指定袋販売収入，資源物売却収入などの収入
資産・負債 一覧	施設，車輛などの事業用資産 地方債などの負債

財産処分書類の作成

一般廃棄物会計基準」では3種類の財務書類の作成します。

○ 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書

市町村等が行う一般廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分について、一年間に要した費用及び得られた収益より、廃棄物種ごとに単位重量当たりの費用を示すもので、一般廃棄物の処理に関する事業に係る施策の判断材料や他の市町村等との費用の比較評価等に役立てることができるもの。

○ 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

市町村等が行う一般廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分の他、その他の一般廃棄物の処理に関する事業・施策（地元還元事業など）について、一年間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物の処理に関する施策について、その効率性を検証するための情報として役立てることができるもの。

○ 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧

一般廃棄物の処理に関する事業にかかる資産及び負債の状況を整理して表したもので、事業に係る資産を把握し管理することで、資産の有効活用を図る他、資産の更新や修繕の計画的な実施を図る際に役立てることができるもの。

原価計算書

	① 燃やすごみ	② 燃やさないごみ	③ 粗大ごみ	④ アルミ缶	⑤ スチール缶	⑥ 無色のガラス製の容器	⑦ 茶色のガラス製の容器	⑧ その他のガラス製の容器	⑨ リターナブルびん	⑩ ペットボトル	⑪ 白色トレイ	⑫ プラスチック製容器包装	⑬ 紙製容器包装	⑭ 紙パック	⑮ 段ボール	⑯ 古紙	⑰ 生ごみ	⑱ その他の資源ごみ	⑲ その他のごみ	合計
< 原価 >																				
収集運搬部門原価 (円/kg-収集運搬量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間処理部門原価 (円/kg-中間処理投入量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分部門原価 (円/kg-最終処分投入量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源化部門原価 (円/kg-資源化投入量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

一般廃棄物会計基準に基づく原価計算書の特徴

1) 処理に係る費用を作業部門と管理部門に分け、作業部門をさらに収集運搬、中間処理、最終処分、資源化の4部門に分ける。

収集から最終処分までにかかる処理費用を一連で把握するのではなく、処理工程別に算出するため、異なる処理方法との比較が容易になり、問題点が見つけやすくなります。

2) 一般廃棄物を20種類に分ける。

収集運搬の効率は嵩比重に左右されることから、廃棄物の種類別に分けます。また、処理原価には影響しませんが、ガラスびんは色により引取価格が異なるため、色別に分けて資源化の効率性を把握していきます。

3) 部門別に部門取扱量あたりの処理費用を算出する。

例えば最終処分に係る費用なら、埋立量ベースの処理単価を算出します。排出量ベースでは平準化されて目立たないような細かい改善点が見つけやすくなります。

一方、大きなデメリットとして各部門の処理原価を合計しても、処理全体の処理原価にならないことが挙げられます。

・原価計算書とは一般廃棄物の処理に係る費用を部門別、廃棄物の種類別に把握し、重量単価を算出したもので、一般廃棄物会計基準は処理に係る費用を部門別、種類別に分けるための標準的な区分方法にあたります。

一般廃棄物会計基準の性質

	内部管理	説明責任
細分化	現況の把握, 事業効率の検証 新規事業の検討材料	詳細かつ明解な事業報告 有料化導入のための根拠
公平性	優良事例との比較	管理手法の適正性

一般廃棄物会計基準は一般廃棄物処理事業に係る費用の費用分析を行うために、その費用を「細分化」するルールであり、あらゆるタイプの処理フローでも適用できるように作られました。
今後、さらに一般廃棄物会計基準が普及し、導入団体がふえることで、より利用価値が高まっていきます。

3 県内の取組状況

● 県内のごみ処理体制

ごみ処理に関わる団体数

	組合	市町村
単独処理		20
うち他市受入		3
他市委託		3
民間委託		1
組合	15	
構成市町村		46
計	15	70

処理体制別団体数

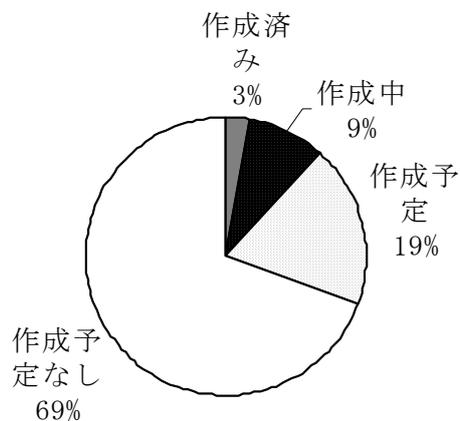
施設	処理体制		団体数
	収集運搬	組合以外への委託	
○	○		40
	×		7
×	○	○	13
		×	6
	×	○	3
		×	16

県内69団体がいずれかの廃棄物処理業務を実施。うち47団体がごみ処理施設を所有。
参考：廃棄物減量化等実態調査(平成18年度版)，一般廃棄物処理の概況(平成17年度)

財務書類の作成状況

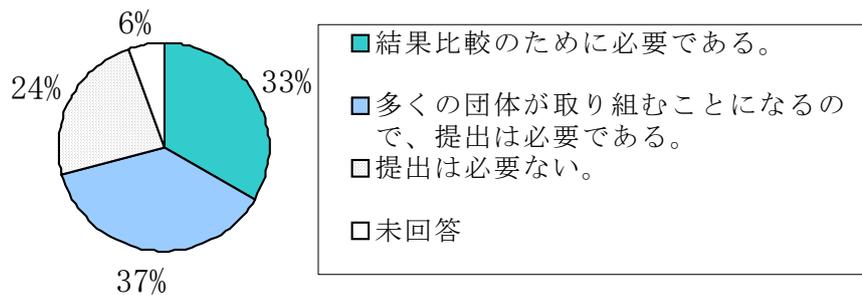
H20年9月のアンケート結果より

作成済み 2 団体
 作成中 6 団体
 作成予定 13 団体
 予定なし 48 団体
7割が作成予定なし



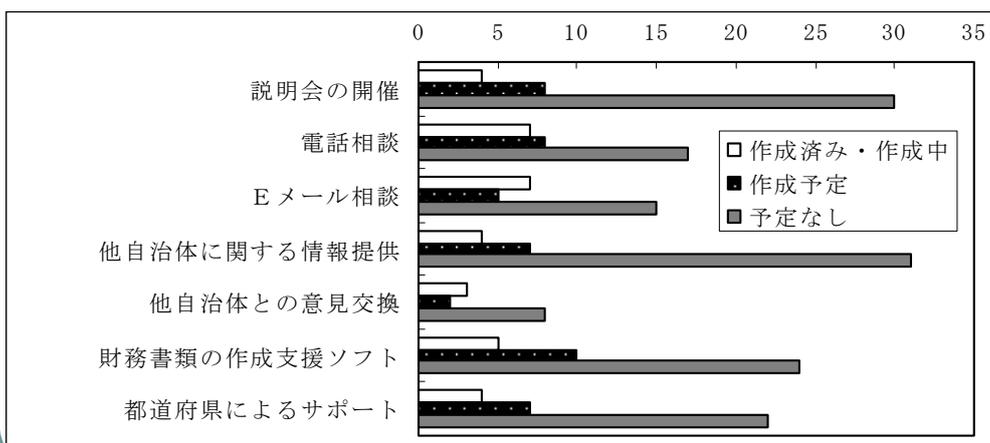
財務書類を実態調査の項目に加えてみる

H20年9月のアンケート結果より



作成に必要なサポートは

H20年9月のアンケート結果より



調査研究事業の目的

- 多くの団体が取り組むことが、一般廃棄物会計基準の利用価値を高める。
- 作成途中・未作成の部会員の方に原価計算書の作成に取り組んでもらう。

原価計算書を作成する最初の難関

『1～4. 原価計算書. xls』ファイル
『2.』シート 作業の実施主体

早めの取り組みが求められる環境

財務管理の手法として導入するかどうかの判断は各団体に委ねられていますが、今後全国に普及し、標準的な手法として定着すると、導入しない合理的な説明が求められます。また、一般廃棄物処理事業実態調査の質問項目に財務書類を加えることも検討されています。

環境省の支援体制について

・環境省では地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として一般廃棄物会計基準の導入を進めています。

一般廃棄物会計基準を平成19年6月に公表した後、平成20年度も引き続き、説明会を全国で開催し、またホームページ上に財務書類作成のための窓口を設けるなど、普及啓発に努めています。

なお、平成21年度にはこれまでに寄せられた意見を基に支援ツール等の改良が予定されています。

また、財務書類をただ作成するだけでなく、有効な活用事例を紹介するための表彰制度が検討されています。

→ どうせ作成しなければならないのであれば、環境省の支援体制があるうちに始めた方がよい。

4 原価計算書を作成するには

財務書類作成支援ツール(Excelファイル)

ファイル名	機能	内容	
①	1～4. 原価計算	データ 入力	原価計算の基本情報
②	5. 原価計算		収集運搬に関する情報
③	6. 原価計算		中間処理・最終処分に関する情報
④	7. 原価計算		資源化に関する情報
⑤	8～11. 原価計算		管理、集団回収、有料化、手数料に関する情報
⑥	行政コスト計算書		①～⑤以外に行政コスト計算書に必要な情報
⑦	資産・負債一覧		①～⑥以外に資産・負債一覧に必要な情報
⑧	基礎データ	自動計算	入力等の作業はない。
⑨	出力ファイル	結果出力	①～⑦に必要な事項を入力すると、財務書類が自動的に作成される。

4 原価計算書を作成するには

1) 財務書類作成支援ツール

必要事項を入力すると、自動的に財務書類が作成される「財務書類作成支援ツール」があります。

原価計算において、一般廃棄物会計基準が処理費用を部門別、種類別に分解するルールであるとすれば、「財務書類作成支援ツール」は分解した数値から原価計算を再構成する計算機にあたります。

この計算機は広く一般的な処理フローを想定して計算式が固定されていますので、複雑な処理フローの場合には作成支援ツールの持つ計算機能を応用し、答えを導き出していきます。

2) 財務書類作成支援ツールの取り扱い

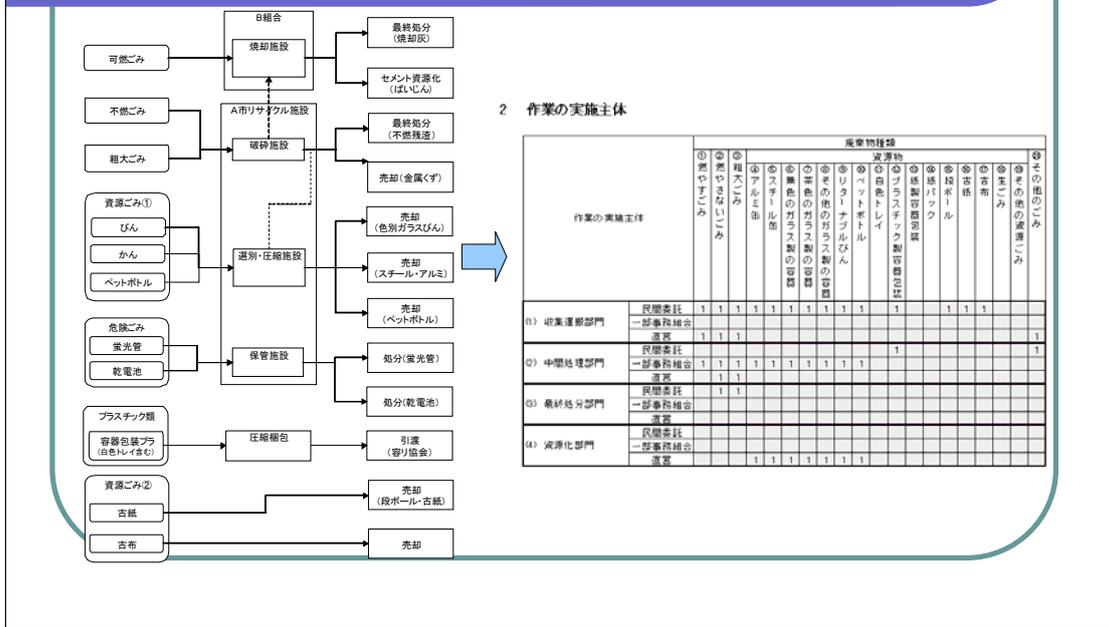
作成支援ツールは9つのExcelファイルで形成されており、①～⑧に入力した数値が自動的に⑧で計算され、⑨に財務書類の形式で表示されるように連携しています。

入力するファイルだけ開いて作業を進めていると、リンクしている他のファイルが更新されないため、正常に計算されません。

適宜更新作業を行うか、常に9個のファイルについて、マクロを有効にして開いた状態で作業を行う必要があります。

また、ファイル名を変更したり、行・列を追加したりするとリンクが切れて、計算できなくなりますので、ご注意ください。

処理フローの整理



処理フローの整理

ここからは、図の自治体A市を例に「2. 作業の実施主体」シートを作成していきます。

団体により千差万別の分別・処理方法を一般廃棄物会計基準では標準的な20種類に分類するので、まずは自らの分別・処理方法と照らし合わせ、最適な区分に分けていきます。

～A市のプロフィール～

A市は粗大ごみ処理施設を含むリサイクル施設を有している。
焼却処理はB組合で行っているが、収集運搬はA市にて実施している。

廃棄物の種類

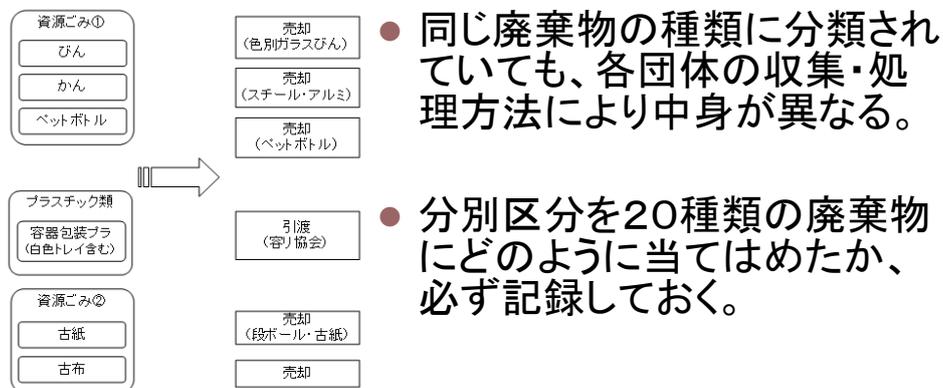
まずは市が処理する廃棄物を、基準に定める20種類にそれぞれ当てはめます。

【燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ】

粗大ごみは粗大ごみに指定されている品目に違いはあっても「③粗大ごみ」であり、可燃ごみは「①燃やすごみ」、不燃ごみは「②燃やさないごみ」と読み替えることができます。

処理フローの整理

1) 廃棄物の種類



廃棄物の種類

【資源物】

次に、資源物の「⑤スチール缶」や「⑦茶色のガラス製の容器」はどうでしょうか。

多くの自治体がアルミ缶とスチール缶は空きかん、ガラスびんは色に関係なく空きびんとして分別しており、収集の効率性から空きびん・空きかんとして一緒に回収されるのが一般的です。

収集時には各廃棄物の収集量は把握できませんが、選別後や売却時には各々の引渡量が把握できます。

引渡量の比により、収集量が按分できるため、一括収集していても「④アルミ缶」「⑤スチール缶」等に処理費用を分配することができます。

逆に、「⑫プラスチック製容器包装」については「⑪白色トレイ」も合わせて収集・処理するため、処理量は合算でしか把握できません。

容器包装プラ＝「⑪白色トレイ」＋「⑫プラスチック製容器包装」のような場合には、まとめて「⑫プラスチック製容器包装」として算出していきます。

資源物は上記の2つの考え方、最終的な処理量(引渡量)が把握できるか、できないかを基準に区分していきます。

【その他のごみ】

蛍光灯や乾電池については資源化の処理委託をしていますが、その他の資源ごみとはせず、その他のごみに区分します。

同じ廃棄物の種類に分類されていても、各団体の収集・処理方法により中身が異なるため、分別区分を20種類の廃棄物にどのように当てはめたか、必ず記録しておきます。

処理フローの整理 2) 処理部門

- 収集運搬部門
- 中間処理部門
- 最終処分部門
- 資源化部門



1) 収集運搬部門

収集拠点から中間処理施設、資源化処理施設、売却先等までの収集・運搬を指します。

2) 中間処理部門

資源化を主目的としない中間処理を指します。

焼却処理(スラグ化、セメント資源化も含む。)

焼却・埋立の前処理としての破碎

ごみ固形燃料化 等

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの中間処理や埋立処理以外の処理残渣の処理を想定しています。

また、中間処理には中間処理後の一般廃棄物を最終処分場に運ぶまで、資源回収業者に引き渡すまでの運搬業務を含みます。

3) 最終処分部門

燃やさないごみ(破碎後直接埋立の場合)、焼却残渣、破碎残渣の埋立を指します。

4) 資源化部門

資源化を主目的とした選別、破碎、圧縮梱包等の中間処理を指します。生ごみの堆肥化も資源化に当たります。

処理フローの整理

3) 作業の実施主体

作業の実施主体

- 民間委託
- 一部事務組合
- 直営

作業の実施主体は、「民間委託」、「一部事務組合」、「直営」の3種類に分けます。

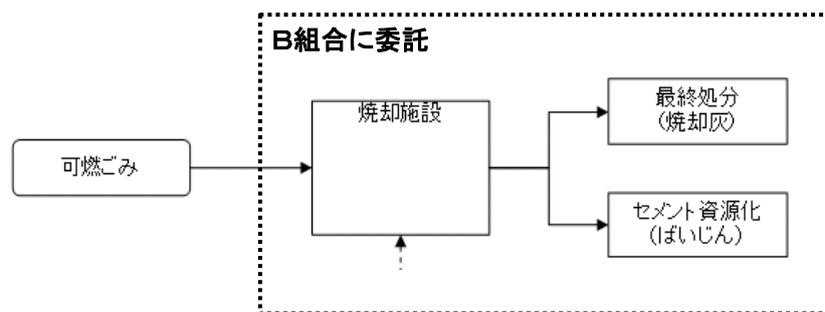
「民間委託」とは、財務書類作成者である市町村または組合自らが実施する「直営」および「一部事務組合」への委託を除いたものを指し、委託業者・許可業者のほか、県や他自治体・他組合などが考えられます。

なお、「一部事務組合」は市町村が一部事務組合に委託している場合に選択するもので、一部事務組合が自己管理のために財務書類を作成する場合には、自ら事業を実施しているという意味で「直営」を選択します。

「民間委託」「一部事務組合」を選択すると、単純に『処理費用』=『委託費』, 『負担金』となりますが、「直営」を選択した場合には施設整備費や維持管理費、人件費、管理委託費等の経費を積み上げて、処理費用を算出するように、Excelシートが構成されているためです。

「一部事務組合への委託」という表現は適当ではありませんが、団体を切り離して考えるため使用しています。

燃えるごみ



【燃えるごみ】

○収集運搬部門

家庭系を直営、事業系を許可業者に委託している場合、収集運搬部門は「民間委託」「直営」のどちらを選択(=「1」を入力)します。

「2. 作業の実施主体」シートでは、複数の収集・処理ルートがある場合にはあてはまるもの全てを選択しておきます。

○中間処理部門

収集した「燃やすごみ」は、B組合の焼却施設に運び込み、全量焼却するため、中間処理部門は「一部事務組合」を選択します。

○最終処分部門

焼却後の残渣について、焼却灰は埋立処分、ばいじんはセメント資源化しており、焼却残渣の処理費用も含めた焼却処理費用を組合に支払っている場合です。

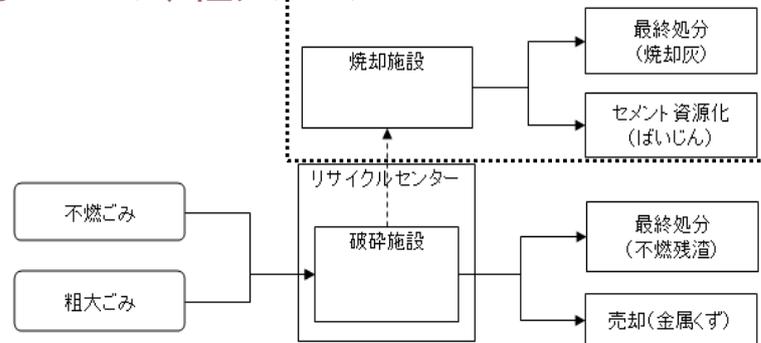
原価計算の主旨から、費用はできる限り詳細に把握することが望ましいため、構成市町別の焼却量の比により、処理量・費用を按分します。按分できない場合には、最終処理部門は項目立てせず、中間処理部門に含める。

廃棄物の種類の区分と同様、処理部門も読み替えることがあるため、各処理工程をどの処理部門にあてはめたか、記録しておきます。

『1～4. 原価計算書. xls』ファイル

『2.』シート 作業の実施主体②

燃やさないごみ、粗大ごみ



市のリサイクル施設にて、破碎し、磁選機にて金属を回収した後、木くず等の可燃性の破碎残渣はB組合の焼却施設へ、不燃残渣は最終処分を行っている。

【燃やさないごみ、粗大ごみ】

○収集運搬部門

市と許可業者にて収集しているため、「民間委託」「直営」を選択します。

○中間処理部門

焼却・埋立処理の前処理にあたる破碎は中間処理に当たるため、中間処理部門は「直営」を選択します。磁選機にて金属を回収し、売却している場合も、中間処理の一環とし、「資源化」として扱いません。

また、B組合にて可燃性の破碎残渣を処理していることから、「一部事務組合」も選択します。

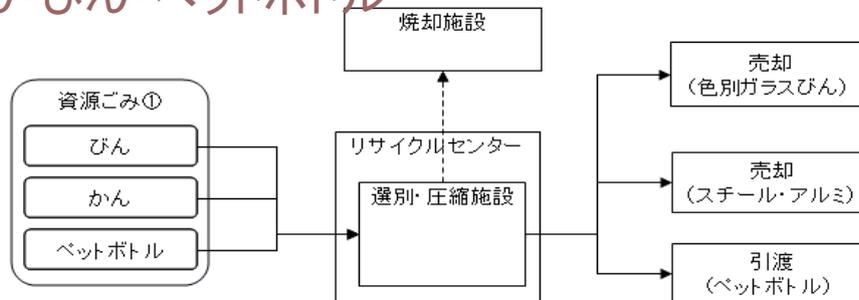
○最終処分部門

「燃やすごみ」において、B組合において焼却残渣の処理は中間処理部門に含めることにしたため、可燃性の破碎残渣については、項目立てしません。一方、不燃性破碎残渣については、A市が民間業者に埋立処分を委託しているため、「民間委託」を選択します。

『1～4. 原価計算書. xls』ファイル

『2.』シート 作業の実施主体③

かん・びん・ペットボトル



市のリサイクル施設にて、かんはスチール缶とアルミ缶に選別し、圧縮した後、売却。びんは色別に選別。破碎した後、売却。また、ペットボトルは回収・圧縮梱包した後、容り協会に引き渡している。

【かん・びん・ペットボトル】

○収集運搬部門

委託にて収集しているため、「民間委託」を選択します。

○中間処理部門

かんの圧縮やびんの破碎は引渡の効率を上げるための前処理に当たるので、資源化となります。

一緒に回収されてきた資源化不適物の処理のうち、可燃性のものについて、B組合にて焼却しているため、中間処理部門は「一部事務組合」を選択します。

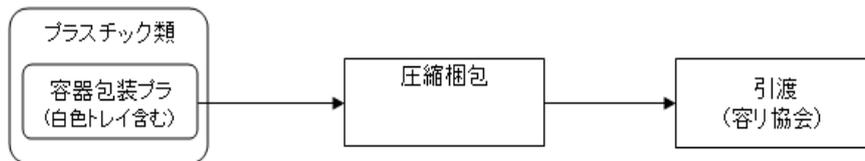
○最終処分部門

「燃やすごみ」において、B組合において焼却残渣の処理は中間処理部門に含めることにしたため、可燃性の破碎残渣については、項目立てしません。一方、不燃性の破碎残渣については、A市が民間業者に埋立処分を委託しているため、「民間委託」を選択します。

○資源化部門

選別、圧縮、破碎を行っているので、「直営」を選択します。

プラスチック製容器包装



収集したプラスチック製容器包装は民間の中間処分業者にて不適物を除去し、圧縮梱包した後、(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡している。

【プラスチック製容器包装】

○収集運搬部門

委託にて収集しているため、「民間委託」を選択します。

○中間処理部門

容リ協会に引き渡すための選別、圧縮・梱包は資源化に当たります。

また、再商品化不適物の処理は選別・圧縮・梱包の委託費用に含まれているため、項目立てしないと中間処理部門は該当がなくなります。

○最終処分部門

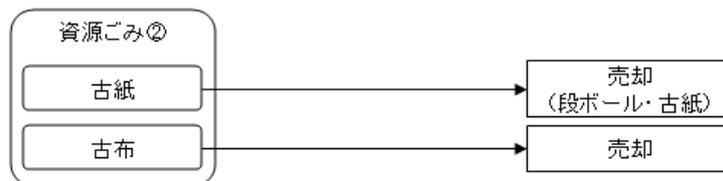
中間処理部門と同様、最終処分部門も該当なしとなります。

○資源化部門

選別、圧縮、梱包を委託しているため、「民間委託」を選択します。

『2.』シート 作業の実施主体⑤

段ボール・古紙・古布



分別が徹底されている段ボール、古紙、古布は委託により収集し、リサイクル施設内の保管施設に保管しておく、各々資源回収業者が引き取りにくる。

【段ボール・古紙・古布】

○収集運搬部門

委託にて収集しているため、「民間委託」を選択します。

収集した資源物を何ら処理することなく、引き渡すため、中間処理部門、最終処分部門、資源化処理部門は該当なしとなります。

【その他のごみ】

廃乾電池や廃蛍光管は公民館等を回収場所とし、定期的に市の職員が回収し、リサイクル施設に保管し、年1回の割合で処分業者に処理委託している。

○収集運搬部門

市の職員が収集しているので、「直営」を選択します。

保管施設から中間処理施設までの収集運搬は「民間委託」していますが、ここでは「民間委託」にはチェックを入れません。

○中間処理部門

廃乾電池や廃蛍光管の処理は処理の過程で一部資源化されていると解釈し、中間処理に該当します。処理後の残渣の処理も合わせて、一括委託しているので中間処理部門のみ「民間委託」を選択し、最終処分部門は項目立てをしません。

以上のような要領で、1つずつ確認しながら、作業の実施主体を選択していくと、合わせて「5.以降入力が必要なシート」も出来上がります。

『1～4. 原価計算書. xls』ファイル

『3. 』シート

3 収集運搬量・直接搬入量・集団回収量及び中間処理・最終処分・資源化投入量

(1) 収集運搬量・直接搬入量・集団回収量

廃棄物種類	(1)			
	直営による 収集運搬量	委託業者もしくは 一部事務組合 による収集運搬量	一部事務組合全 体の収集運搬量 の場合	持込による受入量 (直接搬入量)
①燃やすごみ	〃年	〃年		〃年
②燃やさないごみ	〃年	〃年		〃年
③粗大ごみ	〃年	〃年		〃年
④アルミ缶	〃年	〃年		〃年
⑤スチール缶	〃年	〃年		〃年
⑥無色のガラス製の容器	〃年	〃年		〃年
⑦茶色のガラス製の容器	〃年	〃年		〃年
⑧その他のガラス製の容器	〃年	〃年		〃年
⑨リサイクルびん	〃年	〃年		〃年
⑩ペットボトル	〃年	〃年		〃年
⑪白色トレイ	〃年	〃年		〃年
⑫プラスチック製容器包装	〃年	〃年		〃年
⑬紙製容器包装	〃年	〃年		〃年
⑭紙パック	〃年	〃年		〃年
⑮段ボール	〃年	〃年		〃年
⑯古紙	〃年	〃年		〃年
⑰古布	〃年	〃年		〃年
⑱生ごみ	〃年	〃年		〃年
⑲その他資源	〃年	〃年		〃年
⑳その他のごみ	〃年	〃年		〃年

『3. 』シート

『2. 』シート 作業の実施主体 が完成したら、『3. 』シートに廃棄物の種類別の部門別取扱量を入力します。

収集運搬は「直営」「一部事務組合」「民家委託」を合わせた表になっています。

『1～4. 原価計算書. xls』ファイル
『3.』シート

(2)中間処理・最終処分・資源化投入量(委託分(中間処理・最終処分・資源化の実施主体が委託業者・一部事務組合等である場合の負自治体分))

廃棄物種類	⑤中間処理・最終処分・資源化投入量 ※廃棄物種類毎に処理・処分・資源化の各プロセスへの投入量を記載					
	中間処理(焼却)量		中間処理(破砕)量		資源化量	埋立処分量 (処理量と埋立量)
①燃やすごみ	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
②燃やさないごみ	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
③粗大ごみ	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
④アルミ缶	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑤スチール缶	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑥無色のガラス製の容器	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑦茶色のガラス製の容器	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑧その他のガラス製の容器	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑨リサイクルびん	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑩ペットボトル	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑪白色トレイ	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑫プラスチック製容器包装	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑬紙製容器包装	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑭紙パック	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑮段ボール	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑯古紙	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑰古布	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑱生ごみ	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑲その他資源	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
⑳その他のごみ	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	0.0 1/年
					焼却量合計	2.0 1/年

※埋立処分量(焼却量)は焼却量合計を中間処理(焼却)量で按分

一方、中間処理および最終処分は委託分(「一部事務組合」「民間委託」と「直営」が別々の表になっています。

また、処理を行わず、そのまま業者に引き渡す廃棄物については、『4.』シートに各引渡量を入力します。

『5. 原価計算書. xls』ファイル

『5.1 委託業者・一部事務組合が収集運搬を行う場合の物件費(委託料)～委託区分、作業内容、委託料等～』シート

5 収集運搬部門

5.1 委託業者・一部事務組合が収集運搬を行う場合の物件費(委託料)

～委託区分、作業内容、委託料等～

★収集運搬業者を民間事業者に委託、もしくは一部事務組合で実施している以下の品目について、ご回答下さい

委託区分	(1) 廃棄物種類											(2) 委託料総額 もしくは 組合負担金実払額				
	①燃やさないごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤無色のガラス製容器	⑥茶色のガラス製の容器	⑦その他のガラス製の容器	⑧リターナブルびん	⑨ペットボトル	⑩プラスチック製容器包	⑪段ボール		⑫古紙	⑬古布		
1	1															円/年
2	1															円/年
3	1															円/年
4	1															円/年
5	1															円/年
6	1															円/年
7	1															円/年
8	1															円/年
9		1														円/年
10			1	1	1	1	1	1	1							円/年
11			1	1	1	1	1	1	1							円/年
12									1							円/年
13										1						円/年
14											1	1				円/年
15													1			円/年
16																円/年

5.1 委託業者・一部事務組合が収集運搬を行う場合の物件費(委託料)～委託区分、作業内容、委託料～

委託料別(委託業者別)に整理する。

複数種の廃棄物の収集運搬を同じ業者に委託している場合、廃棄物の種類別委託料が算定されていれば廃棄物種類別に入力します。

種類別に分けられない場合には、同じ行にチェックを入れ、一括料金を入力すると、嵩比重を基に委託料金が自動的に分配されます。

『5. 原価計算書. xls』ファイル

『5.2 委託業者・一部事務組合が収集運搬を行う場合の物件費(委託料)～委託料～』シート

5 収集運搬部門

5.2 委託業者・一部事務組合が収集運搬を行う場合の物件費(委託料)～委託料～

★収集運搬を民間業者に委託、もしくは一部事務組合で実施している以下の品目について、ご回答下さい。

委託区分	5.1(1) 廃棄物種類													(1) 委託量もしくは、組合による収集運搬量	(2) 組合全体としての量	(3) 委託業者もしくは組合名	
	① 燃やすごみ	② 燃やさないごみ	③ 粗大ごみ	④ アルミ缶	⑤ スチール缶	⑥ 無色のガラス製の容器	⑦ その他のガラス製の容器	⑧ リターナルびん	⑨ ペットボトル	⑩ プラスチック製容器類	⑪ 紙	⑫ 廃紙	⑬ 古布				
1	1														1/年		
2	1														1/年		
3	1														1/年		
4	1														1/年		
5	1														1/年		
6	1														1/年		
7	1														1/年		
8	1														1/年		
9		1													1/年		
10			1	1	1	1	1	1	1						1/年		
11			1	1	1	1	1	1	1						1/年		
12									1						1/年		
13									1						1/年		
14										1	1				1/年		
15												1			1/年		

5.2 委託業者・一部事務組合が収集運搬を行う場合の物件費(委託料)～委託料～

5.1シートの入力内容が反映されてきますので、委託量を入力します。

なお、『3.』シート入力した、廃棄物の種類別の収集運搬量と矛盾しないように注意してください。

『5. 原価計算書. xls』ファイル

『5.3 直営で収集運搬している場合の費用』シート

5 収集運搬部門

5.3 直営で収集運搬している場合の費用 ～ 積載区分、積載量、利用車種 ～

★収集運搬を直営で行っている以下の品目について、ご回答下さい。

積載区分	(1)													積載量	(3)			
	廃棄物種類														利用車種			
	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ												①トラック車	②平ボディ	③プレス車	④その他の車両
1	1														t/年			
2		1													t/年			
3			1												t/年			
4															t/年			
5															t/年			
6															t/年			
7															t/年			

- 5.3 直営で収集運搬している場合の費用～積載区分、積載量、利用車種～
- 5.4 直営で収集運搬している場合の費用～収集運搬車両の出動状況～
- 5.5 直営で収集運搬している場合の費用～車両・施設以外に係る物件費のうち特定の廃棄物種類に係る物件費(コンテナ等)～
- 5.6 直営で収集運搬している場合の費用～コンテナ等の配布状況～
- 5.7 直営で収集運搬している場合の費用～参考情報～
- 5.8 直営で収集運搬している場合の費用～車両に係る物件費①～
- 5.9 直営で収集運搬している場合の費用～車両に係る物件費②～
- 5.10 直営で収集運搬している場合の費用～人件費～
- 5.11 直営で収集運搬している場合の費用～施設に係る物件費(減価償却費等)、経費～
- 5.12 共通的物件費
- 5.13 一般廃棄物種類全般に係る経費

委託の場合 物件費(委託量)のみ

直営の場合 使用する車両やコンテナ、保管・中継施設、人件費 等々

『6. 原価計算書. xls』ファイル

『6.2 直営で中間処理・最終処分している場合の物件費～施設の概要』シート

6 中間処理部門・最終処分部門

6.2 直営で中間処理・最終処分している場合の物件費 ～ 施設の概要 ～

★直営で中間処理・最終処分を行っている品目について、ご回答下さい。

施設NO.	(1) 施設の名称	(2) 廃棄物種類												(3) 処理・処分方法			(4) 当該施設への 中間処理・最終処分 投入量			
		① 燃やさないごみ	② 粗大ごみ											① 中間 処理 (焼却)	② 中間 処理 (破砕)	③ 埋立 処分				
1																				1/年
2																				1/年
3																				1/年
4																				1/年
5																				1/年
6																				1/年
7																				1/年
8																				1/年
9																				1/年
10																				1/年
11																				1/年

6 中間処理部門・最終処分部門

6.1 委託業者・一部事務組合が中間処理・最終処分を行う場合の物件費(委託料)

6.2 直営で中間処理・最終処分している場合の物件費～施設の概要～

6.3 直営で中間処理・最終処分している場合の物件費～施設に係る物件費(減価償却費等)、経費～

6.4 直営で中間処理・最終処分している場合の人員費

6.5 直営で中間処理・最終処分している場合の物件費～施設に係る物件費(追加投資等)～

6.6 共通の物件費

6.7 一般廃棄物種類全般に係る経費

7 資源化部門

7.1 委託業者・一部事務組合等が資源化を行う場合の物件費(委託料)

7.2 直営で資源化している場合の費用～施設の概要～

7.3 直営で資源化している場合の費用～施設に係る物件費(減価償却費等)、経費～

7.4 直営で資源化している場合の人員費

7.5 直営で資源化している場合の物件費～施設に係る物件費(追加投資等)～

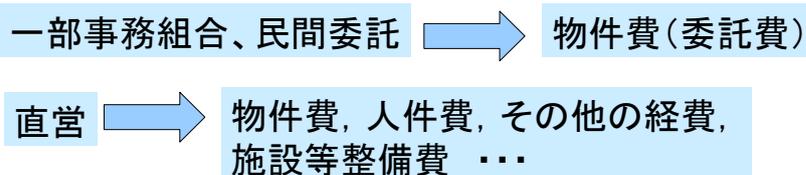
7.6 直営で資源化している場合の費用～資源化ライン別稼働状況～

7.7 共通の物件費

7.8 一般廃棄物種類全般に係る経費

原価計算書の作成の流れ

- ①処理フローを整理する。
- ②取扱量を入力する。
- ③費用を入力する。



現在、環境省では一般廃棄物会計基準について、以下のマニュアル等が公表されています。

- 一般廃棄物会計基準 [PDF 1,290KB]
- 一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール
- よくある質問集
基準、その他 編 [PDF 286KB], 支援ツール編 [PDF 333KB], マニュアル編 [PDF 257KB]
- 一般廃棄物会計基準の普及及び改良に関する調査業務報告書
平成19年度 [PDF 1,544KB]
平成20年度 (前半 [PDF 1,515KB] / 後半 [PDF 1,283KB] / 参考資料 [PDF 794KB])

今後の取り組み方（平成21年度暫定）

まず原価計算書の作成に取り組む。

①『1～4. 原価計算書. xls』ファイルを作成し、不明な点があれば資源循環推進課まで御相談ください。

②『1～4. 原価計算書. xls』ファイル以降は、上記のマニュアル等を参考にし、不明な点があれば環境省の相談窓口を活用してください。

『「一般廃棄物会計基準等」に関するご質問・ご提案の受付について』

http://www.mri.co.jp/NEWS/press/2009/2009862_1435.html

平成20年度 一般廃棄物会計基準検討部会

平成20年7月4日現在

	市町村・ 組合名	所属	職名	氏名
第1	草 加 市	廃棄物資源課	主事	ないとう ゆうすけ 内藤 優介
	鳩ヶ谷 市	廃棄物対策課	係長	なかやま ひろし 中山 博
第2	桶 川 市	リサイクル推進課	主査	いまい まさふみ 今井 正文
	鴻 巣 市	環境リサイクル課	主幹	もてぎ おさむ 茂木 修
第3	彩北広域 清掃組合	事務局	主事	いまい たけし 今井 剛史
	熊 谷 市	廃棄物対策課	主事	よしはら たくみ 吉原 巧
第4	川 越 市	資源循環推進課	主事	すずき まりこ 鈴木 真理子
	和 光 市	資源リサイクル課	主事	たかしま あつし 高嶋 敦士
第5	東 松 山 市	ごみ資源課 クリーンセンター	所長	せきね やすお 関根 康夫
	小 川 地 区 衛生組合	事務局	主幹	せきね かずお 関根 一夫

事務局

つちや まさこ
土屋 雅子

ほりぐち こうじ
堀口 浩二

ふじさき ともこ
藤崎 智子

まえだ めぐみ
前田 恵美

平成20年度一般廃棄物会計基準検討部会 スケジュール

開催日	内容	
平成20年8月7日(木)	第1回検討部会 (1)本検討部会の目的について (2)財務書類の作成について (3)今後のスケジュールについて	
平成20年11月13日(木)	第2回検討部会 1 議 題 (1)県内の取組状況について (2)既存の会計報告について 2 支援ツール説明会 講師 株式会社 三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部 長谷川 健 主任研究員	
平成20年12月16日(火)	個別ヒアリング 処理体制等について	東松山市
平成20年12月17日(水)		彩北広域清掃組合, 鴻巣市
平成20年12月18日(木)		小川地区衛生組合
平成20年12月19日(金)		草加市
平成20年12月22日(月)		熊谷市
平成20年12月24日(水)		桶川市
平成21年2月6日(金)	支援ツール使用方法説明会 講師 株式会社 三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部 長谷川 健 主任研究員	
平成21年2月13日(金)	相談会(財務書類作成作業)	
平成21年2月17日(火)		